

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>7-11 走行装置</p> <p>7-11-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第9条第1項関係、細目告示第11条第2項関係、細目告示第89条第1項及び第2項関係)</p> <p>① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの(細目告示第89条第2項第1号)</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの(細目告示第89条第2項第2号)</p> <p>④ アクスルに損傷があるもの(細目告示第89条第2項第3号)</p> <p>⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの(細目告示第89条第2項第4号)</p> <p>⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの(細目告示第89条第2項第5号)</p> <p>⑦ 車輪に著しい振れがあるもの(細目告示第89条第2項第6号)</p> <p>⑧ 車輪の回転が円滑でないもの(細目告示第89条第2項第7号)</p> <p>(2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。(細目告示第11条第1項、細目告示第89条第3項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量3.5t以下であり、かつ、最大積載量が500kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク</p> <p>② 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を</p>	<p>8-11 走行装置</p> <p>8-11-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第9条第1項関係、細目告示第167条第1項及び第2項)</p> <p>① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの(細目告示第167条第2項第1号)</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの(細目告示第167条第2項第2号)</p> <p>④ アクスルに損傷があるもの(細目告示第167条第2項第3号)</p> <p>⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの(細目告示第167条第2項第4号)</p> <p>⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの(細目告示第167条第2項第5号)</p> <p>⑦ 車輪に著しい振れがあるもの(細目告示第167条第2項第6号)</p> <p>⑧ 車輪の回転が円滑でないもの(細目告示第167条第2項第7号)</p> <p>(2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量3.5t以下であり、かつ、最大積載量が500kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク</p> <p>② 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を</p>

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWL-Tマーク</p> <p>③ 自動車製作者を表すマーク(自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は車両総重量4.54t以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、米国自動車技術協会が定めるSAEマーク(SAE J 2530の鋳出し又は刻印等)</p> <p>⑤ 自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係、細目告示第11条第3項関係)</p> <p>① 空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、タイヤの負荷能力以下であること。 この場合において、次に掲げる値がタイヤの負荷能力以下であることを確認すること。(細目告示第89条第4項第1号関係)</p> <p>ア 積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p> <p>イ 空車状態に乗車定員の人員が乗車した状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p> <p>② ①のタイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。</p> <p>ア 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表4「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。</p> <p>イ ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、アの規定にかかわらず、当分の間、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧-負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。</p> <p>ウ 大型特殊自動車であつて、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記</p>	<p>除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWL-Tマーク</p> <p>③ 自動車製作者を表すマーク(自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は車両総重量4.54t以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、米国自動車技術協会が定めるSAEマーク(SAE J 2530の鋳出し又は刻印等)</p> <p>⑤ 自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係)</p> <p>① 空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、タイヤの負荷能力以下であること。 この場合において、次に掲げる値がタイヤの負荷能力以下であることを確認すること。(細目告示第167条第4項第1号関係)</p> <p>ア 積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p> <p>イ 空車状態に乗車定員の人員が乗車した状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p> <p>② ①のタイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。</p> <p>ア 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表4「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。</p> <p>イ ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、アの規定にかかわらず、当分の間、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧-負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。</p> <p>ウ 大型特殊自動車であつて、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記</p>

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあつては、ア又はイの規定にかかわらず、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>エ 7-9-1 (2) の速度制限装置又は7-10 の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあつては、次により算定することができるものとする。</p> <p>(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車(大型特殊自動車を除く。)にあつては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に別表5「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値(整数第1位(小数第1位四捨五入)を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。)とする。</p> <p>(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあつては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>オ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びエに掲げる方法により算定するものとする。</p> <p>③ 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被</p>	<p>号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあつては、ア又はイの規定にかかわらず、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>エ 8-9-1 (2) の速度制限装置又は8-10 の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあつては、次により算定することができるものとする。</p> <p>(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車(大型特殊自動車を除く。)にあつては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に別表5「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値(整数第1位(小数第1位四捨五入)を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。)とする。</p> <p>(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあつては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>オ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びエに掲げる方法により算定するものとする。</p> <p>③ 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被</p>

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあつては、空気入ゴムタイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイビング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上の深さを有すること。</p> <p>この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。</p> <p>なお、リググループタイヤにあつては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。(細目告示第89条第4項第2号関係)</p> <p>④ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第89条第4項第3号)</p> <p>⑤ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第89条第4項第4号)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R64-02-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R64-02-S2の5.及び6.に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第11条第5項、第89条第5項)</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたタイヤ空気圧監視装置</p> <p>イ 法第75条の3第1項の規定に基づきタイヤ空気圧監視装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたタイヤ空気圧監視装置又はこれに</p>	<p>牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあつては、空気入ゴムタイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイビング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上の深さを有すること。</p> <p>この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。</p> <p>なお、リググループタイヤにあつては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。(細目告示第167条第4項第2号関係)</p> <p>④ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第167条第4項第3号)</p> <p>⑤ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第167条第4項第4号)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第167条第5項)</p>

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置</p> <p>(4) 米国連邦自動車安全基準第138号に適合するタイヤ空気圧監視装置は、(3)⑥イに定める「これに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置」とする。</p> <p>(5) タイヤチェーン等は走行装置に確実に取付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。 この場合において、タイヤに装着されていないタイヤチェーン等については、審査を省略することができる。(保安基準第9条第3項関係)</p> <p>7-11-2 欠番 7-11-3 欠番</p>	<p>(4) タイヤチェーン等は走行装置に確実に取付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。 この場合において、タイヤに装着されていないタイヤチェーン等については、審査を省略することができる。(保安基準第9条第3項関係)</p> <p>8-11-2 欠番 8-11-3 欠番 8-11-4 適用関係の整理 7-11-4の規定を適用する。</p>
<p>7-11-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 平成16年12月31日以前に製作された自動車については、7-11-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第5条関係)</p> <p>(2) 平成30年1月31日以前に製作された自動車については、7-11-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第5条第3項関係)</p> <p>7-11-5 従前規定の適用①</p> <p>平成16年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第5条関係)</p> <p>7-11-5-1 性能要件</p> <p>(1) 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの</p> <p>④ アクスルに損傷があるもの</p> <p>⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの</p> <p>⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの</p> <p>⑦ 車輪に著しい振れがあるもの</p> <p>⑧ 車輪の回転が円滑でないもの</p> <p>(2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量3.5t以下であり、かつ、最大積載量が500kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク</p> <p>② 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWL-Tマーク</p> <p>③ 自動車製作者を表すマーク(自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</p>	

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>又は車両総重量4.54t以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、米国自動車技術協会が定めるSAEマーク(SAE J 2530の鋳出し又は刻印等)</p>	
<p>⑤ 自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等</p>	
<p>(3) (1)の走行装置のうち空気入ゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	
<p>ただし、②の規定は、最高速度40km/h未満の自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車には、適用しない。</p>	
<p>① 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。</p>	
<p>② 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(大型特殊自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)の深さは、当該溝のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上であること。</p>	
<p>この場合において、「滑り止めの溝」とは、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあつては、空気入ゴムタイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)をいう。</p>	
<p>なお、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより行って差し支えない。</p>	
<p>また、リグリーブタイヤにあつては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。</p>	
<p>③ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。</p>	
<p>(4) 空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、タイヤの負荷能力以下であること。</p>	
<p>この場合において、次に掲げる値がタイヤの負荷能力以下であることを確認すること。</p>	
<p>① 積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p>	
<p>② 空車状態に乗車定員の人員が乗車した状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p>	
<p>(5) (4)のタイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。</p>	
<p>① 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表4「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。</p>	
<p>② ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、①の規定にかかわらず、当分の間、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧-負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。</p>	
<p>③ 大型特殊自動車であつて、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあつては、①又は②の規定にかかわらず、①又は②により算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p>	
<p>④ 7-9-1(2)の速度制限装置又は7-10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあつては、①又は②により算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とすることができるものとする。</p>	
<p>⑤ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、①、②及び④に掲げる方法により算定するものとする。</p>	
<p>(6) タイヤチェーン等は走行装置に確実に取付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。</p>	
<p>この場合において、タイヤに装着されていないタイヤチェーン等については、審査を省略することができる。</p>	
<p>7-11-6 従前規定の適用②</p>	

平成30年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

7-11-6-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- ① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
- ② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの
- ③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
- ④ アクスルに損傷があるもの
- ⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの
- ⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
- ⑦ 車輪に著しい振れがあるもの
- ⑧ 車輪の回転が円滑でないもの

(2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量3.5t以下であり、かつ、最大積載量が500kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク
- ② 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWL-Tマーク
- ③ 自動車製作者を表すマーク(自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。)
- ④ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は車両総重量4.54t以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、米国自動車技術協会が定めるSAEマーク(SAE J2530の鋳出し又は刻印等)
- ⑤ 自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等

(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、タイヤの負荷能力以下であること。
この場合において、次に掲げる値がタイヤの負荷能力以下であることを確認すること。
ア 積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値
イ 空車状態に乗車定員の人員が乗車した状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値
- ② ①のタイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。
ア 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表4「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。
イ ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、アの規定にかかわらず、当分の間、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧-負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。
ウ 大型特殊自動車であつて、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあつては、ア又はイの規定にかかわらず、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>エ 7-9-1 (2) の速度制限装置又は7-10 の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあっては、次により算定することができるものとする。</p> <p>(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車(大型特殊自動車を除く。)にあっては、アにより負荷能力を算定するもの限り、アにより算定した負荷能力に別表5「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値(整数第1位(小数第1位四捨五入)を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。)とする。</p> <p>(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあっては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>オ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びエに掲げる方法により算定するものとする。</p> <p>③ 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、空気入ゴムタイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上の深さを有すること。</p> <p>この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。</p> <p>なお、リグリーブタイヤにあっては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。</p> <p>④ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。</p> <p>⑤ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。</p> <p>(4) タイヤチェーン等は走行装置に確実に取付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。</p> <p>この場合において、タイヤに装着されていないタイヤチェーン等については、審査を省略することができる。</p>	

4. 審査事務規程の一部改正について（第1次改正）

プレスリリース

平成28年6月30日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第1次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年7月7日（一部は8月1日）から施行します。主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた鏡又はカメラの審査方法（7-100、8-100）
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、保安基準に適合しないものとして判定する例示を追加します。
2. 並行輸入自動車の事前書面審査（別添3）
的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、これまで規定していた審査期間（届出書等の受理日から15日以内）の範囲内において、地方検査部の長が審査所要日数等を対外的に明示することができるよう規定を改正します。
3. 用語の定義の拡充（1-3）
平成28年騒音規制の導入に関するものを追加します。
4. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「法第75条の2」を「法第75条の3」に変更する等の項ズレ改正を行います。
5. その他、附則の拡充、審査方法の明確化、誤記訂正等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

5. 外部突起に係る基準の適用開始について

お知らせ

平成 27 年 4 月 1 日

外部突起に係る基準の適用開始について

平成 29 年 4 月 1 日より、平成 21 年 1 月 1 日以降に製作された乗車定員 10 人未満の乗用車には、外部突起に係る基準が適用されます。

既に登録された自動車についても遡って適用されるため、ご注意くださいますようお願いいたします。

外部突起に係る基準の概要

対象車両

平成 21 年 1 月 1 日以降に製作された乗車定員 10 人未満の乗用車
(これらをベースとした特種用途自動車 (8 ナンバー) を含みます。)

対象部位

自動車の車体の表面。ただし、次の部分は除きます。

- ・高さ 2m を超える部分
- ・フロアライン^{※1} より下方の部分
- ・直径 100mm の球体が接触しない部分 ほか

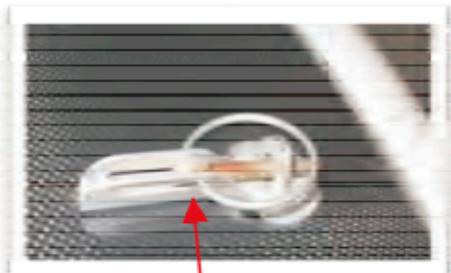
※1 鉛直線と母線とのなす角度が 30° である円錐を、自動車の外部表面にできるだけ低い位置で連続的に接触させたときの接点の軌跡をいいます。

主な要件

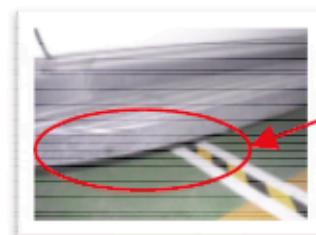
曲率半径が 2.5mm 未満である突起を有してはならない。

<外部突起に係る基準不適合の例>

角部の半径が 2.5mm 未満であるマフラー
カッターが車体より突出している。



角部の半径が 2.5mm 未満であるボンネット
ピンが取り付けられている。



サイドステップ下端の
角部の半径が 2.5mm
未満になっている。

第7章 新規検査及び予備検査
(指定自動車等以外の自動車)

7-26 車枠及び車体

7-26-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第1項第1号関係、細目告示第22条第1項関係、細目告示第100条第1項関係)

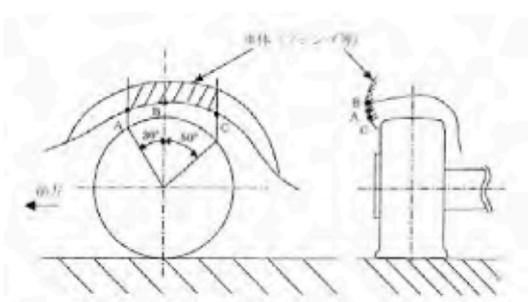
- ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにしていること。
- ③ 車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならない。

ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第22条第2項関係、細目告示第100条第2項関係)

(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第22条第3項関係、細目告示第100条第2項関係)

- ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの
(参考図)



- ② 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、7-33の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の

第8章 継続検査及び構造等変更検査等
(使用の過程にある自動車)

8-26 車枠及び車体

8-26-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第1項第1号関係、細目告示第178条第1項関係)

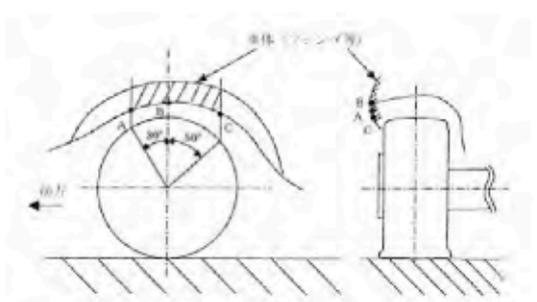
- ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにしていること。
- ③ 車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならない。

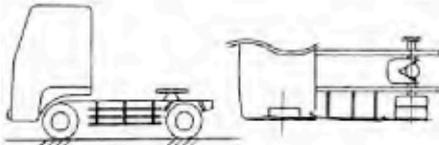
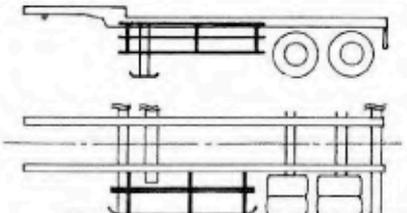
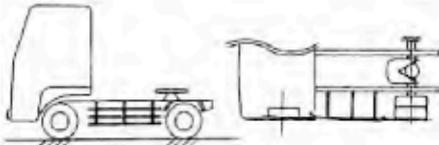
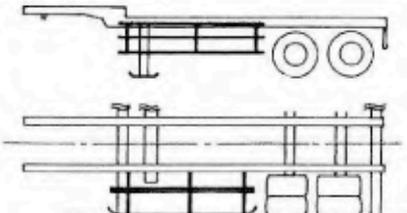
ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第178条第2項関係)

(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第2項関係)

- ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの
(参考図)



- ② 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、8-33の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の

<p>第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)</p>	<p>第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)</p>
<p>部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線(前車輪を有しない被牽引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線)より外側に取付けられているもの (参考図)</p> <p>例1</p>  <p>例2</p>  <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であって、次の要件に適合するもの</p> <p>ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。</p> <p>ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(フロアラインより下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ エア・スポイラ(バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。</p> <p>ただし、角部の硬さが60ショア(A)以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔(直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。)が40mm以下の場合</p>	<p>部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線(前車輪を有しない被牽引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線)より外側に取付けられているもの (参考図)</p> <p>例1</p>  <p>例2</p>  <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であって、次の要件に適合するもの</p> <p>ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。</p> <p>ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(フロアラインより下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ エア・スポイラ(バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。</p> <p>ただし、角部の硬さが60ショア(A)以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔(直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。)が40mm以下の場合</p>

第7章 新規検査及び予備検査
(指定自動車等以外の自動車)

であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ(h)	角部の形状	角部の間隔(δ)	角部の形状
h<5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25<δ≦40mm	角部の半径が1.0mm以上であること。
		δ≦25	角部の半径が0.5mm以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側(バンパの上端より下方にある部分)にあつては、当該自動車の最外側とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない場合

(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合

(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例

第8章 継続検査及び構造等変更検査等
(使用の過程にある自動車)

であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ(h)	角部の形状	角部の間隔(δ)	角部の形状
h<5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25<δ≦40mm	角部の半径が1.0mm以上であること。
		δ≦25	角部の半径が0.5mm以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側(バンパの上端より下方にある部分)にあつては、当該自動車の最外側とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない場合

(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合

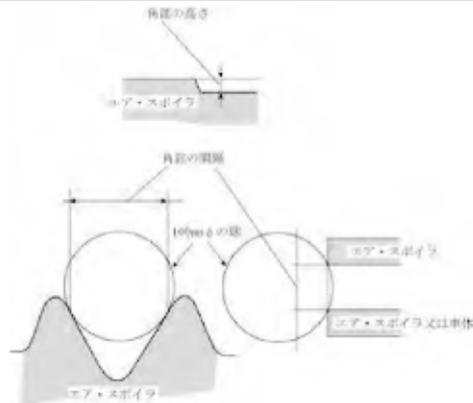
(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例

第7章 新規検査及び予備検査
(指定自動車等以外の自動車)



(4) 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第3項関係)

- ① 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- ② 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

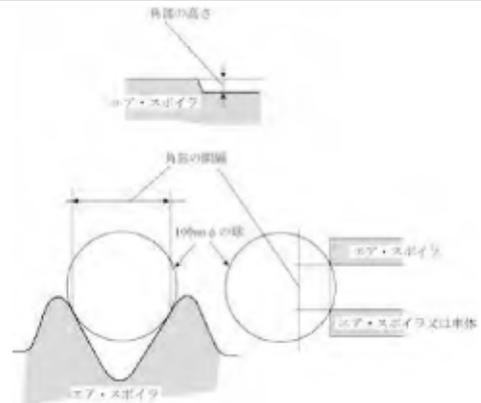
(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。

ただし、平成29年3月31日までの間は、②、③、④及び⑤の規定を適用しないことができる。

また、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑪の規定は適用しない。(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)

- ① バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
- ② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの(次に掲げるものを除く。)
 - ア 後写鏡
 - イ 牽引装置
 - ウ 高さ2.0mを超える部分
 - エ ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラ

第8章 継続検査及び構造等変更検査等
(使用の過程にある自動車)



(4) 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第3項関係)

- ① 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- ② 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

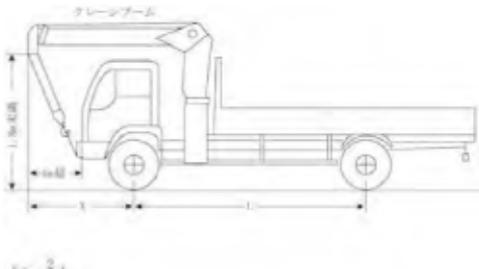
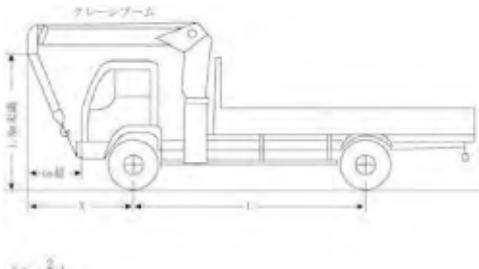
(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。

ただし、平成29年3月31日までの間は、②、③、④及び⑤の規定を適用しないことができる。

また、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑪の規定は適用しない。(細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)

- ① バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
- ② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの(次に掲げるものを除く。)
 - ア 後写鏡
 - イ 牽引装置
 - ウ 高さ2.0mを超える部分
 - エ ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラ

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>インより下方の部分</p> <p>オ 直径 100mm の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分</p> <p>カ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隔であって隙間が 40mm 以下であるもの</p> <p>キ 突起物の硬さが 60 ショア (A) 以下のもの</p> <p>ク 窓ふき器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパーブレード並びにその支持部品</p> <p>ケ 車輪の回転部分</p> <p>コ ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの 10 分の 1 以上の値の曲率半径を有するもの</p> <p>サ 自動車の側面に備えるデフレクターの端部</p> <p>シ ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部</p> <p>ス 先端を除くアンテナのシャフト</p> <p>セ 指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>ソ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えられているアンテナ（高さ 2.0m 以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの</p> <p>④ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの</p>	<p>インより下方の部分</p> <p>オ 直径 100mm の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分</p> <p>カ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隔であって隙間が 40mm 以下であるもの</p> <p>キ 突起物の硬さが 60 ショア (A) 以下のもの</p> <p>ク 窓ふき器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパーブレード並びにその支持部品</p> <p>ケ 車輪の回転部分</p> <p>コ ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの 10 分の 1 以上の値の曲率半径を有するもの</p> <p>サ 自動車の側面に備えるデフレクターの端部</p> <p>シ ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部</p> <p>ス 先端を除くアンテナのシャフト</p> <p>セ 指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>ソ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えられているアンテナ（高さ 2.0m 以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの</p> <p>④ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの</p>

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>⑤ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外開き式窓(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>⑥ 後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの</p> <p>⑦ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの</p> <p>⑧ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向に向いているもの(先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。)</p> <p>⑨ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端の取付高さが次に該当するもの</p> <p>ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの</p> <p>イ クレーン部を除く自動車の最前部(後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。)からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの</p> <p>ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの (参考図)</p>  <p>⑩ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの。</p> <p>⑪ 7-87に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)が自動車の幅から突出しているものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該装置の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突</p>	<p>⑤ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外開き式窓(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>⑥ 後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの</p> <p>⑦ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの</p> <p>⑧ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向に向いているもの(先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。)</p> <p>⑨ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端の取付高さが次に該当するもの</p> <p>ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの</p> <p>イ クレーン部を除く自動車の最前部(後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。)からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの</p> <p>ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの (参考図)</p>  <p>⑩ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの</p> <p>⑪ 8-87に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)が自動車の幅から突出しているものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該装置の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突</p>

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>出しているもの</p> <p>イ 当該装置が車体に取り付けられた状態で直径 100mm の球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が 2.5mm 未満の突起を有するもの。</p> <p>ただし、突出量が 5mm 未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が 1.5mm 未満のもの、突起の硬さが 60 ショア (A) 以下のものにあつてはこの限りでない。</p> 	<p>出しているもの</p> <p>イ 当該装置が車体に取り付けられた状態で直径 100mm の球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が 2.5mm 未満の突起を有するもの。</p> <p>ただし、突出量が 5mm 未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が 1.5mm 未満のもの、突起の硬さが 60 ショア (A) 以下のものにあつてはこの限りでない。</p> 
<p>(6) 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成 20 年 12 月 31 日までに製作された乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び (5) のただし書きにより②、③、④及び⑤の規定の適用を受けない自動車にあつては、次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 22 条第 5 項関係、細目告示第 100 条第 5 項関係)</p> <p>① 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。）であつて、次に該当しないもの</p> <p>ア 車体の凹部に組み込まれているもの</p> <p>イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであつて、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの</p> <p>② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であつて、その附近の車体の最外側から突出しているもの</p> <p>(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては 20 分の 11）以下でなければならない。</p>	<p>(6) 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成 20 年 12 月 31 日までに製作された乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び (5) のただし書きにより②、③、④及び⑤の規定の適用を受けない自動車にあつては、次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 5 項関係)</p> <p>① 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。）であつて、次に該当しないもの</p> <p>ア 車体の凹部に組み込まれているもの</p> <p>イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであつて、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの</p> <p>② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であつて、その附近の車体の最外側から突出しているもの</p> <p>(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては 20 分の 11）以下でなければならない。</p>

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係)</p> <p>(8) 次に掲げる自動車は、(7) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第 22 条第 7 項関係、細目告示第 100 条第 7 項関係)</p> <p>① 物品を積載する装置を有しない自動車</p> <p>② 物品を積載する装置が次に該当する自動車 ア タンク又はこれに類するもの イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの</p> <p>③ その後面に、折りたたみ式でない煽であつてその高さが荷台床面から 155cm 以上のものを備える自動車</p> <p>④ パン型自動車等であつて、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの</p> <p>⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であつて、次に掲げる要件を満たすもの ア 荷台床面は、中央部が開口形状、穿孔形状その他自動車以外の物品を容易に積載できない形状であること。 イ 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から 45cm 以上のものであること。 ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分にあつては、この限りでない。 (7) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下の床面 (イ) 荷台床面の中央部が前端から後端までにわたり開口している部位 ウ 原動機等の動力を用いて荷台を斜め下方へスライドし、地面に接地させる機能を有する自動車にあつては、側煽の高さが(煽の固縛金具、金具取付台及び支柱を除く。)荷台床面(自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラにあつては連結装置中心)から最後部の車軸中心までの間に位置する床面に限る。)から 15cm 以下のものであること。</p> <p>(9) (7) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測</p>	<p>ただし、大型特殊自動車であつて、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 178 条第 6 項)</p> <p>(8) 次に掲げる自動車は、(7) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第 178 条第 7 項)</p> <p>① 物品を積載する装置を有しない自動車</p> <p>② 物品を積載する装置が次に該当する自動車 ア タンク又はこれに類するもの イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの</p> <p>③ その後面に、折りたたみ式でない煽であつてその高さが荷台床面から 155cm 以上のものを備える自動車</p> <p>④ パン型自動車等であつて、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの</p> <p>⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であつて、次に掲げる要件を満たすもの ア 荷台床面は、中央部が開口形状、穿孔形状その他自動車以外の物品を容易に積載できない形状であること。 イ 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から 45cm 以上のものであること。 ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分にあつては、この限りでない。 (7) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下の床面 (イ) 荷台床面の中央部が前端から後端までにわたり開口している部位 ウ 原動機等の動力を用いて荷台を斜め下方へスライドし、地面に接地させる機能を有する自動車にあつては、側煽の高さが(煽の固縛金具、金具取付台及び支柱を除く。)荷台床面(自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラにあつては連結装置中心)から最後部の車軸中心までの間に位置する床面に限る。)から 15cm 以下のものであること。</p> <p>(9) (7) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測</p>

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
<p>した長さとする。(細目告示第22条第6項関係、細目告示第100条第6項関係)</p> <p>① 車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。</p> <p>② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。</p> <p>③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。</p> <p>④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置(格納できるものに限る。)を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。</p> <p>7-26-2 欠番</p> <p>7-26-3 欠番</p>	<p>した長さとする。(細目告示第178条第6項関係)</p> <p>① 車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。</p> <p>② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。</p> <p>③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。</p> <p>④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置(格納できるものに限る。)を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。</p> <p>8-26-2 欠番</p> <p>8-26-3 欠番</p> <p>8-26-4 適用関係の整理 7-26-4の規定を適用する。</p>
<p>7-26-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和34年9月15日以前に製作された自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。)については、7-26-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第2項第1号関係)</p> <p>(2) 昭和49年6月30日以前に製作された自動車(回転部分が突出する改造を行ったものを除く。)については、7-26-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第2項第2号関係)</p> <p>(3) 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、7-26-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)</p> <p>7-26-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和34年9月15日以前に製作された自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項第1号関係)</p> <p>7-26-5-1 性能要件</p> <p>(1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。 この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。</p> <p>② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにしていること。</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であって、次の要件に適合するもの</p> <p>ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。 ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(フロアラインより下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬</p>	

さが60 ショア (A) 以下の場合にあつては、この限りでない。

イ エア・スポイラ (バンパの下端より下方にある部分及び地上 1.8m を超える部分を除く。) は、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分に半径 2.5mm 未満の角部を有さないものであること。

ただし、角部の硬さが 60 ショア (A) 以下のとき、又は角部の高さが 5mm 未満の場合若しくは角部の間隔 (直径 100mm の球体を 2 つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。) が 40mm 以下の場合であつて角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状
h < 5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	$25 < \delta \leq 40\text{mm}$	角部の半径が 1.0mm 以上であること。
		$\delta \leq 25$	角部の半径が 0.5mm 以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側 (バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側) とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない場合

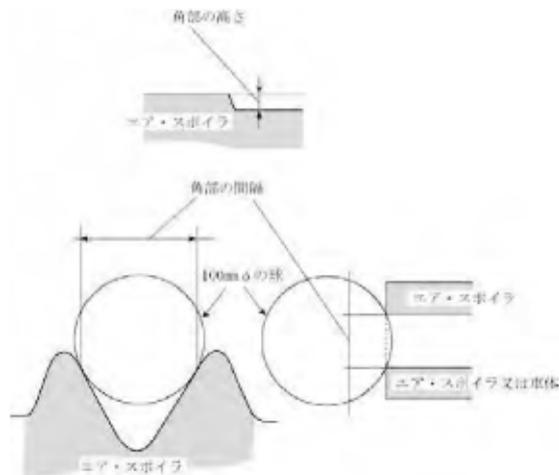
(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある場合

(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に 245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例



② 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、(3) ①の基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

イ 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

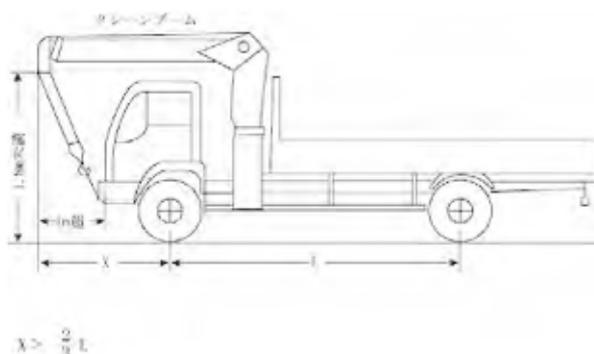
③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であつて、車体の外形その他自動車の

第7章 新規検査及び予備検査
(指定自動車等以外の自動車)

第8章 継続検査及び構造等変更検査等
(使用の過程にある自動車)

形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

- ④ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ⑤ 回転部分が突出する改造を行った自動車については、7-26-1(3)①及び②の基準を適用する。
- (4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。
- ① パンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
 - ② 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるパンパ（その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
 - ア 車体の凹部に組み込まれているもの
 - イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びパンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの
 - ③ 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
 - ④ 後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
 - ⑤ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの
 - ⑥ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
 - ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端の取付高さが次に該当するもの
 - ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の $\frac{2}{3}$ を超えるもの
 - イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、パンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
 - ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
 （参考図）



- ⑧ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの
- (5) 最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、7-26-6-1(5)から(7)の基準を適用する。

7-26-6 従前規定の適用②

昭和49年6月30日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第2項第2号関係）

7-26-6-1 性能要件

- (1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。
 - ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆりみを生じないようにしていること。

(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。

ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。

ただし、バンパの下端より下方にある部分であつて、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(フロアラインより下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあつては、この限りでない。

イ エア・スポイラ(バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。

ただし、角部の硬さが60ショア(A)以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔(直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。)が40mm以下の場合であつて角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ(h)	角部の形状	角部の間隔(δ)	角部の形状
h<5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	$25 < \delta \leq 40\text{mm}$	角部の半径が1.0mm以上であること。
		$\delta \leq 25$	角部の半径が0.5mm以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側(バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側)とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない場合

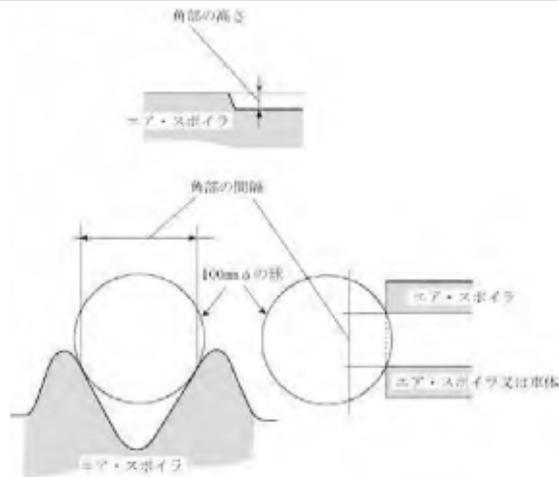
(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合

(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

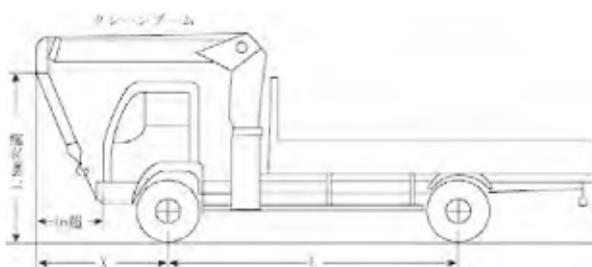
この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例



- ② 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3) ①の基準に適合するものとする。
- ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- イ 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- ③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ④ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ⑤ 回転部分が突出する改造を行った自動車については、7-26-1 (3) ①及び②の基準を適用する。
- (4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。
- ① パンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
- ② 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
- ア 車体の凹部に組み込まれているもの
- イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの
- ③ 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
- ④ 後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
- ⑤ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの
- ⑥ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
- ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの
- ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの
- イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
- ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
- (参考図)



$$x > \frac{2}{3} l$$

- ⑧ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの
- (5) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては、20分の11）以下であること。
- ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。
- (6) 次に掲げる自動車は、(5)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。
- ① 物品を積載する装置を有しない自動車
 - ② 物品を積載する装置が次に該当する自動車
 - ア タンク又はこれに類するもの
 - イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
 - ③ その後面に、折りたたみ式でない煽であってその高さが荷台床面から155cm以上のものを備える自動車
 - ④ パン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの
 - ⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から45cm以上のものであること。

ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分にあっては、この限りでない。

 - (ア) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下の床面
 - (イ) 荷台床面の中央部が前端から後端までにわたり開口している部位
- (7) (5)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。
- ① 車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。
 - ② 車体には、パンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。
 - ③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。
 - ④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。

7-26-7 従前規定の適用③

平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第1項第1号関係）

7-26-7-1 性能要件

- (1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。
 - ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにしていること。
- (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるお

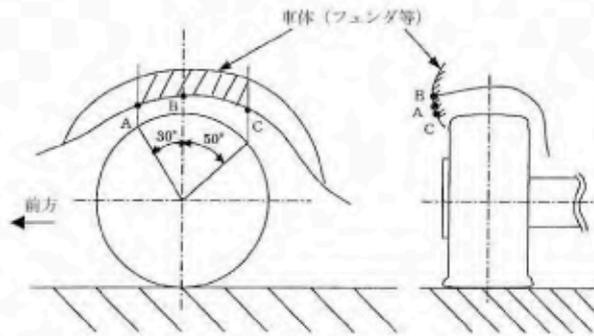
それのあるものでないこと。

ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

- ① 自動車が進進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。

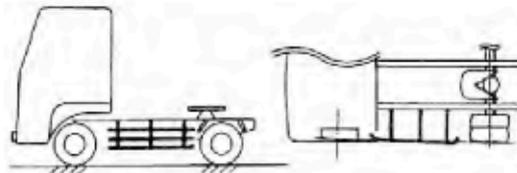
(参考図)



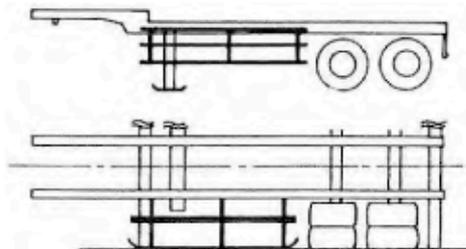
- ② 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であつて、7-33の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線(前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と鉛直面との交点を通り車両中心線に平行な直線)より外側に取付けられているもの。

(参考図)

例1



例2



- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。

ただし、パンパの下端より下方にある部分であつて、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(フロアラインより下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあつては、この限りでない。

イ エア・スポイラ(パンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直

第7章 新規検査及び予備検査
(指定自動車等以外の自動車)

第8章 継続検査及び構造等変更検査等
(使用の過程にある自動車)

径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分に半径 2.5mm 未満の角部を有さないものであること。

ただし、角部の硬さが 60 ショア (A) 以下のとき、又は角部の高さが 5mm 未満の場合若しくは角部の間隔 (直径 100mm の球体を 2 つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。) が 40mm 以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状
h < 5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	$25 < \delta \leq 40\text{mm}$	角部の半径が 1.0mm 以上であること。
		$\delta \leq 25$	角部の半径が 0.5mm 以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側 (パンパの上端より下方にある部分) にあっては、当該自動車の最外側) とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない場合

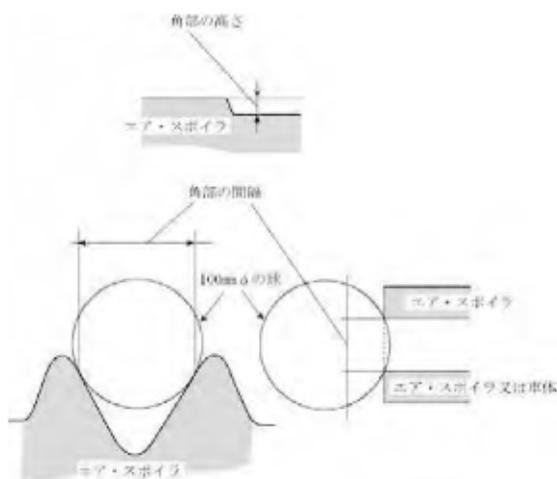
(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある場合

(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に 245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例

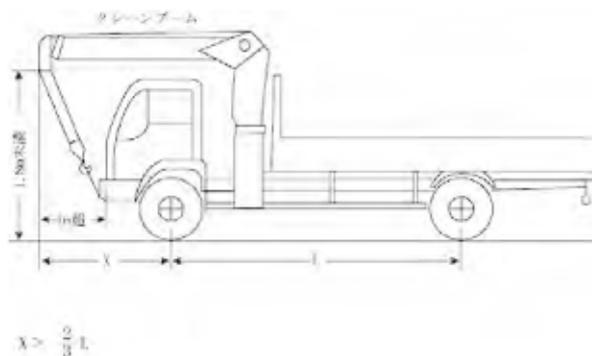


- ④ 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、(3) ③の基準に適合するものとする。
- ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- イ 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- ⑤ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であつて、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ⑥ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を

損なうおそれのある損傷のないもの。

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

- ① バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
- ② 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
 - ア 車体の凹部に組み込まれているもの
 - イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの
- ③ 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
- ④ 後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
- ⑤ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの
- ⑥ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
- ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端の取付高さが次に該当するもの
 - ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の $\frac{2}{3}$ を超えるもの
 - イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
 - ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
(参考図)



- ⑧ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの
- (5) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の $\frac{2}{1}$ （物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては $\frac{3}{2}$ 、その他の自動車のうち小型自動車にあっては、 $\frac{20}{11}$ ）以下であること。

ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

- (6) 次に掲げる自動車は、(5)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。
- ① 物品を積載する装置を有しない自動車
 - ② 物品を積載する装置が次に該当する自動車
 - ア タンク又はこれに類するもの
 - イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
 - ③ その後面に、折りたたみ式でない煽であってその高さが荷台床面から155cm以上のものを備える自動車
 - ④ パン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター

第7章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等以外の自動車)	第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)
式のとびらを備えているもの	
⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であって、次に掲げる要件を満たすもの	
ア 荷台床面は、中央部が開口形状、穿孔形状その他自動車以外の物品を容易に積載できない形状であること。	
ただし、平成7年7月9日以前に専ら車両を運搬する構造に架装された自動車にあっては、この限りでない。	
イ 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から45cm以上のものであること。	
ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分及び平成20年2月2日以前に専ら車両を運搬する構造に架装された自動車であって後煽が道板として機能する構造を有するものにあっては、この限りでない。	
(ア) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下の床面	
(イ) 荷台床面の中央部が前端から後端までにわたり開口している部位	
ウ 原動機等の動力を用いて荷台を斜め下方へスライドし、地面に接地させる機能を有する自動車にあっては、側煽の高さが(煽の固縛金具、金具取付台及び支柱を除く。)荷台床面(自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラにあっては連結装置中心)から最後部の車軸中心までの間に位置する床面に限る。)から15cm以下のものであること。	
ただし、平成7年7月9日以前に専ら車両を運搬する構造に架装された自動車にあっては、この限りでない。	
(7) (5) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。	
① 車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。	
② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。	
③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。	
④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置(格納できるものに限る。)を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。	

IV Q&A

1. 指定関係

(1) 設備・管理組織等

Q 1. 事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

A 1.

工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば5名または、4名に含めても構いません。

Q 2. 指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

A 2.

当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Q 3. 自動車検査員は何名でも選任できるか。

A 3.

何名でも選任することができます。
ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Q 4. 同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

A 4.

作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないように配置されていることが求められています。

ただし、完成検査場及び車両置場については、やむをえない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。

なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Q 5. 保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。

また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

A 5.

保安基準適合証の管理は、事業場管理責任者ですので必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。

また、使用終了時においても交付枚数、書損枚数、残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Q 6. 自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

A 6.

完成検査業務はできません。

また、運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。

- ① 自動車検査用機械器具校正不適合報告書
- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）

※再校正の結果適合した場合

- ① 自動車検査用機械器具校正適合報告書
- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（写し）

Q 7. 既存の指定工場で、対象とする自動車が普通（大）の工場の場合、工員を5人以上から4人にしたいが可能か。

A 7.

対象とする自動車について、「普（大）」から「普（中）」への変更手続が必要となる。

※ 変更に必要な書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 変更届（様式3）
- ③ 旧指定書（正本）紛失した場合は顔末書

なお、「普（中）」で「大型特殊」も指定整備の対象としている場合には、車両総重量8トン、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、検査場に持ち込んで検査を受けることとなります。

Q 8. 既存の指定工場で、対象とする自動車が「大型特殊」及び「普（中）」の工場の場合、工員を5人から4人にしたいが可能か。

A 8.

可能である。

ただし、工員が4人の場合は、車両総重量8トン、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、持ち込み検査を受けることとなります。

なお、この場合は、対象車種の変更の手続きは不要です。

Q 9. 騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

A 9.

騒音計の規定は、計量法により検定の期間は5年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。

なお、音量計は指定自動車整備事業規則第12条の規定にある自動車検査用機械器具のため1年毎に校正が必要となります。

Q10. 事業場管理責任者を変更した場合、届出が必要か。
また、主任技術者を変更した場合、届出が必要か。

A10.

自動車整備振興会を通じて運輸支局へ変更届の提出をお願いします。

なお、事業場管理責任者としての経験のない人を選任した場合には、管理者としての業務を十分熟知し、業務を行うことが必要です。

なお、主任技術者の変更についての届出は不要ですが、社内での把握を確実にしてください。

(2) 完成検査関係

Q1. 二輪自動車で前照灯を2個有する場合、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

A1.

左右それぞれ（1灯づつ）記載して下さい。

Q2. 制動力の総和は保安基準では、前輪のみタイヤがロックすれば適合とあるが、サイド・ブレーキがロックして基準に満たない場合はどうすればよいか。

A2.

サイド・ブレーキは検査時車両状態の20%（1.96N/kg）以上の制動力が必要であり、ロックでは合格となりません。

Q3. LPG車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

A3.

気密試験合格証により保安基準第17条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Q4. 黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

A4.

規制値が25%以下（型式KEー、KFー、KGー等）については、目視による判断が難しいことから全車テスターを用いての測定をしてください。その記録用紙はいずれの場合も指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。（オパシ認定車については、Q9を参照のこと。）

また、規制値が50%及び40%以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は検査機器を用いての判定をして下さい。

Q5. 特定期日を超えた特定地域のNOx・PM法不適合車について、継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

A 5.

完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。

先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Q 6. 同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどのようにしたらよいか。

A 6.

分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。

指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。

保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。

この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。

また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の記名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に記名及び押印をします。

Q 7. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証扱いとできるか。

A 7.

登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証扱いはできません。

不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Q 8. 車軸昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうぞればよいか。

A 8.

自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

Q 9. オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査してよいか。

A 9.

平成22年10月1日以降はオパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Q 10. 電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、定常走行騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A 1 0.

定常走行騒音については、審査事務規程 5-48-2-3 (2) にあるとおり、排気管を有しない自動車については定常走行騒音の基準に適合するものとして取扱います。

この場合、指定整備記録簿の該当項目の欄には、聴感を○で囲み「適」と記載してください。

電気自動車（排気管を有しない自動車）

指定整備記録簿の記載例

定常走行騒音	
聴感	テスト
適	
デシベル	
排気騒音	
聴感	テスト
デシベル	

(参考)

排気騒音については、審査事務規程 4-48-2-1 (1) ①にあるとおり、排気管を有しない自動車は除かれていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「/」を記載してください。

(3) 保安基準適合証等関係

Q 1. 登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

A 1.

支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Q 2. 保安基準適合証および保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

A 2.

記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Q 3. O A 機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

A 3.

電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。

保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し 50 枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Q 4. 保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険の期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

A 4.

自賠責保険の期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。

ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Q 5. 「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から15日間）であれば継続検査申請はできるか。

A 5.

継続検査申請はできます。

ただし、このとき保険期間を1ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口に提示しなければなりません。

この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Q 6. 保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

A 6.

保安基準適合証は書損扱いとせず「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴しておいて下さい。なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載しておいて下さい。

Q 7. 自動車検査証を紛失し、自動車検査証の写しがある場合には、この写しをもって保安基準適合証の交付ができるか。

A 7.

交付はできません。

同一性の確認は、必ず「自動車検査証」及び「登録識別情報等通知書」（旧：抹消登録証明書）「自動車検査証返納証明書」により行わなければならない、写しによる確認は厳禁です。

よって、必ず自動車検査証の再交付を受けてから同一性の確認を行い、保安基準適合証を交付して下さい。

（「登録識別情報等通知書」等については、「（2）完成検査関係」Q 7を参照下さい。）

Q 8. 保安基準適合証綴（50枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

A 8.

紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、運輸支局に連絡し、運輸支局に書面で報告して下さい。

なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Q 9. 車台番号が職権打刻されている車両の保安基準適合証等の記載要領について。

A 9.

現車に打刻されているとおり記載して下さい。

現 車	示 1 2 3 4 示	自動車検査証	福 [9 1] 1 2 3 4 福
現 車	国 5 6 1 2 3 4	自動車検査証	国 (0 1) 5 6 1 2 3 4

Q 1 0. 市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

A 1 0.

自動車検査証のとおりに記載すること。

Q 1 1. 整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

A 1 1.

保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支局整備部門へ問い合せください。

2. 研修関係

Q 1. 自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

A 1.

選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Q 2. 選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

A 2.

正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Q 3. 選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

A 3.

検査員研修は必ず受講して下さい。

整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。

技術研修については当該事業場において1名以上が受講していれば受講しなくてもよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

3. 整備関係

Q 1. 小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であって最大積載量が3トンの車両の整備ができるか。

A 1.

小型貨物自動車（4ナンバー）であれば最大積載量が3,000kgであっても整備できます。（従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は2,000kg以下となっていました。）また、5ナンバーの12人乗りも可能です。

Q 2. 検査対象軽自動車について

- (1) 軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表3」か「別表6」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- (2) 検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。

A 2.

- (1) 軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従って点検時期等は「別表6」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
- (2) 「別表5」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿を使用します。

Q 3. 登録番号「00」「99」「88」で有効期間が2年のもので点検が6ヶ月となっているのはなぜか。

A 3.

自動車点検基準第2条第1項第2号により大型特殊自動車（8トン未満）、特種用途自動車（8トン未満）は、別表第5（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになっており有効期間とは関係ありません。

Q 4. ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車分解整備の定義に抵触しないのではないか。

A 4.

「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであり、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。
従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「分解整備」に該当することとなります。

Q 5. マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

A 5.

乗車定員が10人以下、車両総重量8トン未満であれば整備できます。
なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Q 6. 4トン車を改造し車両総重量が8トン以上の車両は、普通(中)の認証で整備ができるか。

A 6.

車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上、乗車定員が30人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Q 7. ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

A 7.
必要です。
ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Q 8. 概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

A 8.
特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Q 9. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

A 9.
限定自動車検査証の交付は受けられませんので、最初から受けなおすこととなります。なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。

- ・新車の新規検査及び予備検査
- ・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
- ・構造等変更検査

4. 検査申請（窓口）手続き関係

Q 1. 職権打刻された車台番号のOCRシートへの記載はどのようにすればよいか。

A 1.
（例） 自動車検査証 福〔91〕1234福 又は 国（01）561234
現車 示1234示（打刻） 又は 国561234（プレートH21.7から）
OCRシートの車台番号欄への記載は、1234（数字のみ）を記載して下さい。

5. 検査関係

QA について

Q1：運転席と助手席の窓ガラス部にカーテンを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 8-52 窓ガラス貼付物 等

窓ガラス貼付物等の規程では、定められたもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、または刻印されてはならないとされています。

装着とは、窓ガラスに一部または全部が接触または密着している状態を含みます。よってカーテンが窓ガラスに装着されていると判断された場合は、不適合となります。

Q2：テールレンズユニットを社外品に交換、方向指示器点灯時に光が制動灯器部分に漏れ、赤色に点滅してしまう

A：審査事務規程 8-77 尾灯、8-84 制動灯
8-86 後退灯、8-87 方向指示器 等

テールレンズに仕切りが無いものや灯火の光が他の灯火に光漏れするもので、灯色の基準に接触するものについては不適合となります。

補足ですが、平成18年1月1日以降製作車については、灯火器の視認要件が適用されるため、社外のテールレンズに変えてある場合、視認要件にも注意する必要があります。

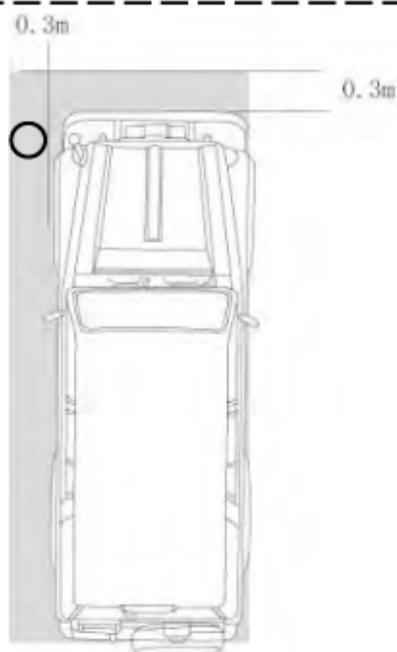
Q3：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外したのですが？

A：審査事務規程 8-100 直前及び側方の視界 等

自動車の前方左側に備えてある補助ミラーについては、従来大型貨物車及び乗車定員11人以上のバスに適用されていた基準でしたが、平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）及び、平成19年1月1日以降に製作された小型自動車、軽自動車及び普通自動車にも適用範囲が広げられることになりました。

よって基準が適用される自動車については、直前及び側方の視界の基準を満足する必要があります。

例えば小型自動車の場合、高さ1m直径30cmの円柱を、当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ当該自動車に接している状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはならないとされており、直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来ない場合には不適合となります。



Q4：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

A：審査事務規程 8-53 騒音防止装置、8-54 排出ガス発散防止装置、
8-55 排気管からの排出ガス発散防止性能、
8-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 等

平成11年排出ガス規制等の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているものがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。

また平成22年4月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査保留又は不適合となる場合があります。

Q5：車検対応と表示されたフォグランプを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 8-67 前部霧灯 等

フォグランプは点灯している場合に番号灯が消灯できない構造である他、光度や取付位置なども基準に適合させる必要があります。

また車両の製作年によっては点灯操作状況を運転者に表示する装置を備えることが必要となります。

「車検対応」と表示されてあるものが見受けられますが、あくまで車両に取り付けた状態での検査になりますので注意が必要です。

Q6：トラックの荷台を補強するため、荷台を鉄板で溶接張付けしたのですが？

A：審査事務規程 4-19 記載事項変更に係る保安基準適合性の審査、
7-4、8-4 車両総重量 等

トラックの荷台補強の目的で、荷台に鉄板を取付けしてある車両については、車検証と現車の重量の差が小型車の場合50キロを超えるもの、普通車の場合100キロを超えるものについては、車検証の記載事項変更手続きが必要となります。

その場合重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うこととなりますが、その際に最大積載量に変更がある場合には、構造等変更検査となります。

記載事項変更、構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での手続きとなりますのでご注意ください。

Q7：社外のヘッドライトに交換したのですが？

A：審査事務規程 8-62 走行用前照灯、
8-63 すれ違い用前照灯 等

ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。

車検対応として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。

あくまでも車両に装着した状態での判断になります。

V 参考資料

1. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

対象車種		定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考（主な車種等）	
		3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	1年 (別表6)	1年 (別表7)	初回	2回目以降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年 ←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○					2年 ←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上	○						1年 ←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年 ←	
		GVW8トン未満	○						2年 1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年 1年	
		軽自動車				●			2年 ←	
	霊柩	通常タイプ	○						2年 ←	霊柩
		定員11名以上	○						1年 ←	霊柩車バス形状
		軽自動車				●			2年 ←	霊柩
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○					1年 ←	トラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年 ←		
		GVW8トン未満	○					2年 1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○				2年 1年		
		軽自動車			○			2年 ←		
		定員11名以上	○					1年 ←	マイクロバス	
		幼児専用車	○					1年 ←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型			○				2年 1年	マイカー型
		軽自動車			○				2年 ←	
		三輪	○						2年 1年	
	二輪	小型			○				2年 1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車			○				無 ←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○						2年 1年	キャンピング車
		GVW8トン以上	○						1年 ←	タンク車、冷蔵冷凍車
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年 ←	
		GVW8トン未満	○						2年 1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年 1年	
	軽自動車			○				2年 ←		
大特	GVW8トン以上	○						2年 1年	ホイール・クレーン	
	GVW8トン未満	○						2年 1年	フォーク・リフト	
	GVW8トン以上	○						1年 ←	ストラドル・キャリア、ボール・トレーラ	
	GVW8トン以上トレーラ		○					1年 ←		
	GVW8トン未満	○						2年 1年		
GVW8トン未満トレーラ		○					2年 1年			
	検査対象外軽自動車	○						無 ←	ぞり付き、カタビラ付軽自動車	
家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○					1年 ←	トラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年 ←		
		GVW8トン未満	○					2年 1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○				2年 1年		
		軽自動車				●		2年 ←		
		定員11名以上	○					1年 ←	マイクロバス	
		幼児専用車		○				1年 ←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型				●			3年 2年	一般の乗用車（マイカー）
		軽自動車				●			3年 2年	
		三輪			○				2年 ←	
	二輪	小型					●		3年 2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車					●		無 ←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種※☆	普通・小型	○ _{8t以上}		○ _{8t未満}				2年 ←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		GVW8トン以上	○						1年 ←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年 ←	
		GVW8トン未満	○						2年 1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年 1年	
	軽自動車				●			2年 ←		
	大特※	GVW8トン以上	○						2年 ←	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満			○				2年 ←	フォーク・リフト
GVW8トン以上		○						1年 ←	ストラドル・キャリア、ボール・トレーラ	
GVW8トン以上トレーラ			○					1年 ←		
GVW8トン未満		○						2年 1年		
GVW8トン未満トレーラ		○					2年 1年			
	検査対象外軽自動車	○						無 ←	ぞり付き、カタビラ付軽自動車	

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

2. GVW：車両総重量

※印 積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

☆印 ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が500kg以下でも2回目の有効期間は1年となる。

①野原大専用車 ②タンク自動車 ③船舶運送車 ④ボートトレーラ ⑤冷蔵冷凍車 ⑥乗用車 ⑦教習車 ⑧汚水運搬車 ⑨コンクリートミキサー車 ⑩現金輸送車

3. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

保 険 会 社 名	略 称	保 険 会 社 名	略 称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損 保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全 共 連
アクサ損害保険株式会社	ア ク サ	同上 ○○(都道府県名)本部	J A ○ ○ (都道府県名)
朝日火災海上保険株式会社	朝 日	(○○(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼ ネ ラ リ	○○○農業協同組合	J A ○ ○ ○
アドリック損害保険株式会社	ア ド リ ッ ク	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	A ホ ー ム	全国労働者共済生活協同組合連合会	全 労 済
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国トラック交通共済協同組合連合会	交 協 連
A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道自動車交通共済協同組合	北 済 協
エース損害保険株式会社	エ ー ス	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新 交 協
共栄火災海上保険株式会社	共 栄	長野県トラック交通共済協同組合	長 交 協
ザ・ニュー・インデペンデンス・オブ・インディア	インディア	関東交通共済協同組合	関 交 協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神 交 共
スミセイ損害保険株式会社	ス ミ セ イ	中部交通共済協同組合	中 交 協
セコム損害保険株式会社	セ コ ム	三重県交通共済協同組合	三 交 協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セ ゾ ン	近畿交通共済協同組合	近 畿 共 済
ソニー損害保険株式会社	ソ ニ ー	兵庫県交通共済協同組合	兵 交 協
損害保険契約者保護機構	保 護 機 構	岡山県トラック交通共済協同組合	岡 ト 共
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	中国トラック交通共済協同組合	中 ト 交 共
旧 株式会社損害保険ジャパン	損保ジャパン	四国交通共済協同組合	四 交 協
旧 日本興亜損害保険株式会社	日 本 興 亜	九州トラック交通共済協同組合	九 ト 協
そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	南九州交通共済協同組合	南 九 共 済
大同火災海上保険株式会社	大 同	全国自動車共済協同組合連合会	全 自 共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	北海道自動車共済協同組合	北 自 共
東京海上日動火災保険株式会社	東 海 日 動	東北自動車共済協同組合	東 北 自 共
日新火災海上保険株式会社	日 新	関東自動車共済協同組合	関 自 共
富士火災海上保険株式会社	富 士	中部自動車共済協同組合	中 部 自 共
三井住友海上火災保険株式会社	三 井 住 友	近畿自動車共済協同組合	近 畿 自 共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西 自 共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		

4. ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車 ・ ディーゼル黒煙測定車〔継続検査等〕

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車(排出ガスの光吸収係数規制対象車)については、各研修会において周知を図っているところではありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1. オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車
- ② 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車
- ③ 原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「(前) G-2001」以降のラベルが貼付されている自動車
- ④ 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車
(車検証の排ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・SOO)の自動車)

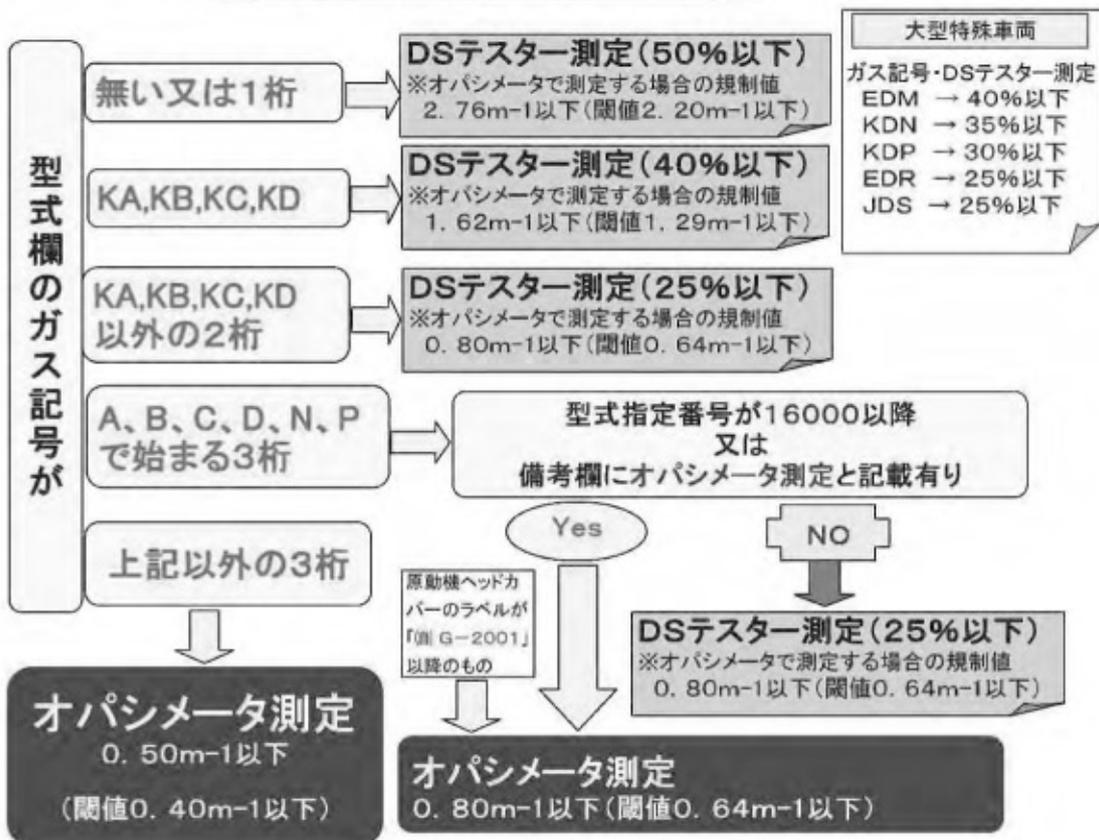
※ 排ガス記号は平成22年12月現在のもので、今後、さらに追加されますので注意してください。

2. ディーゼル黒煙測定器(DSテスター)による測定対象車

・上記以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数(規制値)を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法



自動車検査証の記載例

1. 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

1700㎜	1975㎜
前前軸重	前後軸重
1040㎜	660㎜
型式指定番号	類別区分番号
16151	0034

※構造変更等を行った場合

型式指定番号が備考欄に記載されますので、注意してください。

2. 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

有効期間の満了する日 25年 7月 21日

備考

〔品川〕、継続検査
自動車重量税 免税
〔21年度税制〕平成22年7月22日
平成17年度燃費基準15%向上達成車
平成27年度燃費基準達成車
使用車種規制（NOx・PM）適合。この
x・PM対策地域内です。
平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制
マフラー加減速騒音規制適用車
オパシメータ測定
以下空白

※平成17年規制適用のディーゼル車のうち、オパシメータ測定対象車

備考欄に記載されますので、注意してください。

(注)
備考欄への「オパシメータ測定」の記載は、すべてのオパシメータ測定対象車に記載される訳ではありません。記載がない場合は、必ず、型式の頭に付く排気ガス記号や型式指定番号等を確認して判断してください。

3. 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車 (車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・SOO)の自動車)

ニッサン

車台番号

DNT31

型式

LDA-DNT31

所有者の氏名又は名称

所有者の住所

返正者の氏名又は名称

使用者の住所

使用の本拠の位置

※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください。

※排出ガス記号については、規制毎に追加されます。

5. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No	構造	保安基準		参考
①	最低地上高	第3条	最低地上高	・「最低地上高9cm以上」等
②	最大安定傾斜角度	第5条	安定性	・規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第6条	最小回転半径	・最外側のわだちについて12m以下

No	装置	保安基準		参考
①	原動機及び動力伝達装置	第8条	原動機及び動力伝達装置	・エンジンオイル、冷却水、クラッチ等 ・速度抑制装置
②	走行装置	第9条	走行装置等	・タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第10条 第11条 第11条の2	操縦装置 かじ取装置 施錠装置	・各種操縦装置の位置及び識別表示等 ・ハンドル、パワーステアリング等 ・ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第12条 第13条	制動装置 けん引自動車の制動装置等	・ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等 ・けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第14条	緩衝装置	・バネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び電気装置	第15条 第16条 第17条 第17条の2	燃料装置 ガス発生炉等 高圧ガスの燃料装置等 電気装置	・燃料タンク、配管等 ・ガス発生炉、配管等 ・高圧ガスタンク、配管等 ・電気配線等
⑦	車枠及び車体	第18条 第18条の2	車わく及び車体巻込防止装置等	・タイヤの突出、リヤオーバハング、車体表示等 ・貨物車の巻込防止装置、突入防止装置等
⑧	連結装置	第19条	連結装置	・けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等

No	装置	保安基準		参考
⑨	乗車装置及び 物品積載装置	第20条 第21条 第22条 第22条の2 第22条の3 第22条の4 第22条の5 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条	乗車装置 運転者席 座席 補助座席等 座席ベルト等 頭部後傾抑止装置 等 年少者用補助乗車 装置 通路 立席 乗降口 非常口 物品積載装置 高圧ガス運送装置	・車室、荷室、インストルメントパネル等 ・視野の確保、バスの運転者席仕切棒等 ・座席の大きさ、間げき、強度等 ・補助座席の定員数等 ・ベルトの取付等 ・ヘッドレストの取付等 ・幼児用シートの取付等 ・バスの通路幅等 ・バスの立席等 ・乗降口の安全の確保等 ・貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比 等 ・高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
⑩	前面ガラスその 他の窓ガラス	第29条	窓ガラス	・安全ガラスの透過率、損傷等 (可視光線透過率70%以上)
⑪	騒音防止装置	第30条	騒音防止装置	・マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発 散防止装置	第31条	ばい煙、悪臭のあるガ ス、有害なガス等の発 散防止装置	・触媒、ブローバイガス還元装置、排気管の開口 方向等
⑬	灯火装置及び 反射器	第32条 第33条 第33条の2 第34条 第34条の2 第35条 第35条の2 第36条 第37条 第37条の2 第37条の3 第37条の4 第38条 第38条の2 第39条 第39条の2 第40条 第42条	前照灯 前部霧灯 側方照射灯 車幅灯 前部上側端灯 前部反射器 側方灯及び側方反 射器 番号灯 尾灯 後部霧灯 駐車灯 後部上側端灯 後部反射器 大型後部反射器 制動灯 補助制動灯 後退灯 灯色の色等の制限	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、 取付位置等 ・作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部 面積、取付位置等 ・作動状況、色等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・形、色、反射部面積、取付位置等 ・個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・各種灯火の色等
⑭	警報装置	第43条 第43条の2 第43条の3 第43条の4	警音器 非常信号用具 警告反射板 停止表示器材	・音の大きさ、音色等 ・取付、有効期限等 ・備付等 ・備付等
⑮	指示装置	第41条 第41条の2 第41条の3	方向指示器 補助方向指示器 非常点滅表示灯	・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保す る装置	第44条 第45条	後写鏡等 窓拭器等	・傷、取付位置 ・ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計そ の他の計器	第46条	速度計等	・作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第47条	消火器	・消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及び その附属装置	第48条	内圧容器及びその 附属装置	・容器及び附属装置の状態等 (空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器)
⑳	その他	第48条の2 第48条の3	運行記録計 速度表示装置	・記録計の性能等 ・表示装置の機能、取付位置等

6. 保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類				適合証の 交付 (可否)	標章の 交付 (可否)	限定適合証 の交付 ※5 (可否)	適合証による現 車提示の省略 (可否)		
新規・予備検査	新車			×	×	×	×		
	中古車	下 記 （変更無し） 以外	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
			貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
			特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
			上記以外		○	×	○	×	
		自家用 ↑↓ 事業用	乗車定員11人以上（乗合等）		×	×	×	×	
			乗車定員 11人未満 （上記以外）	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○
		上記以外		○	×	○	×		
		貨渡 ↑↓ 自家用 事業用	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
			貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
			特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
			乗合のみ	貨渡←→自家用のみ		×	×	○	×
	貨渡←→事業用のみ			×	×	×	×		
	上記以外		×	×	○	×			
	構造等に変更 ※2			×	×	×	×		
	継続検査 ※4				○	○	○	○	
	構造等変更検査 ※4				×	×	×	×	
	臨時検査				×	×	×	×	

※3

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一（自家用、事業用、貨渡の変更を除き）であること。なお、軽自動車については、自動車検査証返納証明書により確認のこと。

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車（二輪含む）」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等（乗車定員11人以上）」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特種用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。

※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」（平成7年11月・依命通達）により取り扱う。

※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

受検者の皆様へ



**操作ミスに起因する、検査中の事故
が多発しています。**

ご注意願います

- ・ 落ち着いたアクセル／ブレーキ操作
- ・ シフトポジション（降車時P・N）確認

アクセル／ブレーキの
踏み間違いによる
暴走・追突事故



Dレンジ降車による
暴走・施設衝突事故

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

